

中国第一歴史檔案館発見の新史料「尚泰王の謝恩文」の紹介

孫, 薇

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

333

(終了ページ / End Page)

350

(発行年 / Year)

1992-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015719>

中国第一歴史檔案館発見の新史料「尚泰王の謝恩文」の紹介

孫 薇

冊封朝貢を中心とする中琉の歴史が五百年も続いていた。この長い歴史の中において、大量な公文書が使用され、交換された。このことは『歴代宝案』や中国側の史書でも証明されている。しかし、琉球国王の名義で提出された謝恩文に「琉球国王之印」の印が押され、それに、中国皇帝の硃批が入っているものは、今までまだ一件も発見されていないようである。

一九九一年四月に、中国第一歴史檔案館に収蔵されている「尚泰王の謝恩文」のコピーを入手した。学界の各研究者のご参考に供するために、以下のように紹介いたす。

原文：

琉球国中山王臣尚泰謹

奏為恭謝

天恩事竊臣泰遠居海外眇見寡聞仰沐

皇上隆恩准令陪臣入監肄業遵於同治七年謹遣官生葛兆

慶林世功林世忠毛啓祥等四名進

京內除毛啓祥葛兆慶先後病故外當經林世功林世忠等

絳帳摠衣立夜雪青氈辨難坐春風矧復裘葛盡頒

內府之藏而饗飧仰給

天府之賜撫綏備至感激靡涯詎林世忠亦染病證在監身故

仰蒙

聖恩給發棺木圍綱併擡夫扛繩等物令其耐葬張家灣塋地

復荷

特恩賞恤白銀三百兩以一百兩為營葬之資以二百兩附賜

其家屬祇領此誠

聖主柔惠遠人之至意伏惟

皇上矜生寄於海國游庠廣惟恩於華門待哺以慰幽魂而深

存恤不特林世忠闔家銜結即臣泰暨學國士民亦感戴

無涯矣茲值貢期恭繕奏摺謹附陪臣耳目官毛精長正

議大夫蔡呈祚等恭呈

繡座叩謝

天恩仰祈

聖慈俯鑒下悃謹

奏

自為字起至悃字止共計二百九十四字紙一張

同治十三年八月初四日琉球國中山王臣尚泰謹奏

訳文：

「琉球国中山王臣たる尚泰が天恩を恭しく感謝する為ために、謹んで上奏いたします。窃かに臣下たる泰が遠い海外に居、眇見寡聞①でありながら、皇帝の隆たかきご恩を仰こぎこみます。陪臣の（国子）監

入学及び留学が許可されましたので、同治七年に官生として葛兆慶、林世功、林世忠、毛啓祥等四名を上京のために、謹んで派遣いたしました。毛啓祥及び葛兆慶が先後にし、病気のために死亡いたしました。林世功、林世忠等が冬の寒さにもまけず夏のあつさにもまけずに勉強いたしました。(彼らの) 裘葛②はすべて内府の藏を頒し、饗飧③は天府の賜わりを給し、撫綏④はいたれりつくせりであります。(私たちは) 感激し、涯がないのであります。はからざることに、林世忠も病気になり(国子監において死亡いたしました。棺木(棺の木材)、罍綯(棺をかざる綯)、繩などを給し、抬夫(棺をかつぐ人夫)を派遣し、張家灣の墓地に葬らせよと命じる皇帝の聖恩を仰ぎ、蒙りました。また、白銀三百兩をくださる特別なご恩を蒙りました。(その中の) 百兩をもって、埋葬の資とし、二百兩をもってその家族にたまわりました。これは、まことに遠人を柔惠する聖主の至意⑤(皇帝の誠意)であります。

皇帝が生きものを矜れむ心を海国に寄せ、ご恩を幅広く推しています。(これをもって) 幽魂を慰め、存恤を深めています。思いがけないことに、林世忠一家が結び⑥を銜え(連名という形をとり)、臣たる泰及び国を挙げた士民(兵隊・百姓)も、かぎりなく感激しております。ここに、貢期にあたり、恭しく奏摺(上奏文、ここでは謝恩文)を繕りました。謹んで陪臣たる耳目官毛精長、正義大夫蔡呈祚等に依頼し、舖座⑦(皇帝)に恭しく上呈させます。天恩を深く感謝し、臣下の 悃を理解してくださるよう仰ぎ、お祈りいたします。

謹んで上奏いたします。

〔為〕の字から「愴」の字まで共計二百九十四文字であり、紙一枚であります。

同治十三年八月初四日琉球国中山王尚泰が謹んで上奏いたします。

一九九一年三月に、沖縄県立図書館の御招待に応じ、中国国家档案局局长馮子直先生を団長とする代表団の一員として、中国第一歴史档案館副館長徐芸圃先生が来日した。沖縄滞在中通訳の一人として同行させていただいた。これがきっかけとなり、両先生に自分の沖縄に関する学習・研究の現状を紹介するチャンスを得た。代表団の帰国直後の四月中旬、徐芸圃館長から、琉球国中山王尚泰の同治十三年八月初四日付け、中国皇帝に提出した謝恩文のコピーが送付されてきた。

この謝恩文は長さ八十センチメートル、幅二十三センチメートルであり、手工紙と呼ばれている紙が使用され、現在淡い黄色を呈しているそうである。この人工紙は酸性がよわく、耐久性が高いため、長期保存が期待される公文書の材料としては、最も適するものであり、多くの場合使用されていたようである。

製紙業が頂点に達した明代においては、紙に対する需要もさまざまのものがあり、当時全国の有名な紙職人は皇宮に集められ、皇族専用的高级紙を造ったと言われるほどである^⑧（『人民中国』一九九一年第四期）。明代から清代にかけて、中国皇帝は周辺諸国と冊封・朝貢関係を確立し、定期的に周辺諸国から上納品をもらい、そのかわりに、上納品より価値の高い回賞（ほうび）を周辺諸国に与

えた。その回賞の中には筆・墨・硯とともに「文房四宝」と呼ばれている紙も入っていたのである。もしかすると、この謝恩文に使用されている紙は、このルートにより、周辺諸国の一つである琉球に伝えられたものかもしれないと徐芸圃先生が語っている。

謝恩文とは、文字通り、上のご恩に対し、感謝するために書いた文書である。尚泰王のこの謝恩文は、官生に配った皇帝の特別なご配慮、たとえば官生の生前では、きもの、食物など、すべて最高のものを賜わり、官生の死後では三百兩の安葬費・棺木・罎綱・繩をくださったというご恩に対する感謝状であり、特徴として以下の四つの点について捉えることができる。

1、字体

清政府は明代の制度をそのまま援用し、皇帝に重要な上奏文を提出する場合、細い毛筆を用い、仿宋体で清書しなければならないと規定していた。この字体のことは俗に蠅頭小字と呼ばれている。この尚泰の謝恩文はこの最も正式な公文書に使用されていた蠅頭小字で書かれている。

2、字数・枚数

清代では、重要な上奏文に関しては、その字数と枚数を文章の終りに明記する習慣があった。というのは上奏文は、上奏者により書かれ、皇帝に提出するものではあるが、上奏者がそれを直接的に皇帝に渡せる場合がかなり限られていて、ほとんどの場合、第三者を通じ配達する必要がでてくるからである。上奏文が多くの人々に接するということは、その機密性を失ったり添削されたりする可能性

が高くなることにつながっているのである。そのために、皇帝がいろいろな方法を考えた。雍正皇帝がみずから、軍機処を設置し、また、そこに勤務する小使として全員十三才以下字の読めない文盲の児童を使用した。このような公文書の配達される過程における防備方法のみならず、公文書そのものにもチェックできるように字数と枚数を明確に記入させる方法をも取った。つまり最も重要な公文書にどの文字から、どの文字までは、何文字であり、全部で何枚であるかを文章の終りに記入することにより、添削と手直しを防いだのである。

この謝恩文は全部で三百二十八文字であるが、前の「琉球国中山王臣尚泰謹奏」と最後の「謹奏、同治十三年八月初四日琉球国中山王臣尚泰謹奏」を計算に入れていないが、その理由は、本文ではないことと「琉球国王之印」の印が、前と後に押されていることにあるのではないかと考えられる。

3、「琉球国王之印」

尚泰謝恩文は全部で一枚であり、「琉球国王之印」という印が公文書の前と後、両方に押されている。この印は中国福建師範大学の歴史学部文物陳列室に展示されている琉球国中山王尚灝が献上した上表文に押されている「琉球国王之印」とまったく同様であり、まちがいなく、乾隆二十一年（一七五六年）尚穆王に賜った「琉球国王之印」である。

4、硃批奏折か

周知のように、清王朝が政務を処理するにはたくさんの公文書を必要とした。臣下が皇帝に用事を

伝え、報告するために、上奏文（上行文書）を皇帝が臣下に用事を伝え、通達するために、諭、旨、諭旨など（下行文書）を使用した。この上奏文には公わがやけの用事を報告する場合に使う題本と私の用事を報告する場合に用いる奏本という二種類がある。この題本も奏本も以下のように内閣で処理されるのである。まず内閣が送られてきた上奏文に対する指示を起草する。そのあと、皇帝が起草された内閣の指示を読み、許可を下す。皇帝の許可を得た指示を内閣が赤い毛筆で上奏文の前に清書する。最後に実施させるために、六科に指示のある上奏文を送付するのである。つまり、上奏文は、皇帝がみずから直接に処理するのではなく、内閣が始終、上奏文処理に参与するのである。雍正皇帝は内閣を避けるために、奏折を多く使用することにした。というのは奏折は軍機処で処理されるからである^⑩。

奏折は、その内容により、奏事折・請安折・謝恩折及び賀折という四種類に分けられる。奏事折は、臣下が自分の意見を述べたり、用事を報告したりするための上奏文であり、奏折の中で、よく使用されたものである^⑪。福建師範大学に保存されている中山王尚灝の進貢表文は、進貢という公務について報告するものであるから、この類に属するのであろう。請安折は、皇帝のご安否をたずねたり、ご機嫌をうかがったりするものであり、内容の薄いあいさつの手紙のようなものも少なくない。賀折とは、皇帝のめでたい事を祝うために使う上奏文であり、皇帝の登極（即位）、誕生日・子供誕生といった場合に使用するのである^⑫。今、私の手元に道光元年（一八二一年）八月十六日付けで中山王、

臣たる尚灝という名義で道光皇帝登極を祝う上奏文があり、「琉球国中山王臣たる尚灝が登極を慶賀するために謹んで上奏いたします」というくぐりで、始まっている。これは賀折のだいたいの形式であろう。謝恩折は、皇帝のご恩を感謝するための上奏文であり、尚泰のこの謝恩文はその典型と言えよう。もちろん福建師範大学にある中山王尚灝の進貢表文にも感謝の気持が込められているが、しかし、これは、あくまでも、進貢という公務に関する公文書であり、感謝の気持より、進貢し、「遠臣の忠順を効す^{はた}」という目的がより強く、奏事折に属し、進貢文とも言えるであろう。

奏折は何時生れてきたかについては、まだ意見がわかれていて、定説がない。中国第一歴史檔案館に保存されている最も古い奏折は、康熙三十二年（一六九三年）六月のものである。このことから康熙三十年代以後、奏折が現れ、そしてだんだん増え、使用範囲も比較的に広がったことが窺える。雍正皇帝が即位したあと、奏折を機密文書として普及させた。乾隆十三年清王朝が奏本の使用を停止させ、そのために、奏折が題本とともに、清代の最も重要な上行文書となった。光緒二十七年（一九〇二年）清王朝がまた題本の使用を取消し、奏折は唯一の上行文書となった^⑬。

奏折は、上奏者が特定な人を派遣したり、直接に奏折を皇官の乾清門まで届けることができる。そのあと、奏事処の宦官が皇帝に渡し、皇帝がみずから毛筆を用い、硃砂（硫化汞 S_2H_2 ）であり、赤いインクのかわりに使用されたものである）をつけ、指示を書くのである。普通、これを硃批と言ひ、硃批された奏折のことが硃批奏折と呼ばれている^⑭。

尚泰の謝恩文は、奏折の中の謝恩折であり、「閲覽し、琉球国王の謝恩を承知した。禮部も知っておくべきである」という赤い楷書で書かれているものが謝恩文の前にあるから、まちがいでなく普通の奏折ではなく、硃批奏折であろう。第一歴史檔案館の徐芸圃館長のお話によると、もし現在これを整理し出版する場合、この「閲覽し、琉球国王の謝恩が承知した。禮部も知っておくべきである」という硃批を謝恩文の前から、同治十三年八月四日琉球国中山王尚泰謹奏」の後にもってゆき、また赤い活字の印刷が行われていないため、明確に「硃批」と書き入れ、「閲覽し、琉球国王の謝恩が承知した。禮部も知っておくべきである」という硃批を普通の黒字にするそうである。

何故、謝恩文といたり謝恩折といたりするかというと、謝恩文を上呈する場合、折たたんで渡すことから、謝恩文のことを謝恩折ともいうのである。つまり、おりたたみ式の謝恩文の意味である。尚泰のこの謝恩文は長さ八十センチメートルで、幅二十三センチメートルであるが、謝恩折としては長さ二十三センチメートルで幅十センチメートルとなっている。十センチメートルごとに（六行ごとに）一折りしているのである。

二、謝恩文の価値

中琉交流の歴史において、琉球の官生が重要な地位を占めている。洪武二十五年（一三九二年）から同治七年（一八六八年）まで琉球から二十四回にわたり、当時中国の最高学府——国子監に官生

(国費留学生)を派遣した。その最後の官生として中国に派遣されたのは、毛啓祥、葛兆慶、林世功、林世忠四人である。この四人の中で惜しくも中国で学業を終え、無事に琉球に帰国できたのは林世功だけであった。この最後の官生派遣の年代及び毛啓祥、葛兆慶、林世忠の病没年代に関しては、中琉両国の史書の記載がそれぞれ違い、どれが信頼できるか判断できない状態であった。

派遣年代に関する記載は以下のものである。

A、『清史稿』 列伝三百十三属国一、琉球「(同治)六年、尚泰が陪臣の子弟四人を遣わして(国子)監に入れて読書させた。」

B、『清史稿』 穆宗本紀二 同治六年条「夏、四月丁亥、琉球国子弟が(国子)監に入り、読書するのを許可した。」

C、『球陽』なし

D、『穆宗実録』 同治六年四月丁亥条「趙新等の上奏によると、去年十一月、琉球から帰り、琉球国王尚泰に陪臣子弟四人が(国子)監に入り、読書できるよう、自分のかわりに皇帝に上奏してくださるよう依頼されたそうである。請求されたとおりに、この国の陪臣子弟四人を(国子)監に入れ、読書させる恩を加え、これをもって、彼らの大志を実現させよと内閣に諭した。」

E、『中山世譜』 十三、同治六年には、これに関する記録はないが、同治七年条「耳目官である向文光、正議大夫である林世爵等を遣わし、表を捧げ、進貢させた。且、官生である毛啓祥、葛兆慶、

林世功、林世忠等を遣わし、監に入れ読書させた。」

『中山世譜』の記録が同治六年の『穆宗実録』の伝えることとどのように絡むのか、もしくは全く別のことであるのか、未詳であると野口鐵郎氏が述べている。

これらの記録と尚泰王の謝恩文をもとにし、以下のような結論を出すことは難しくないのであろう。同治五年には、趙新が琉球から帰り、琉球国王尚泰のために、陪臣子弟四人を監に入れ、読書させよと上奏した(D)。

同治六年には、請求されたとおりに、許可しなさいと穆宗帝が内閣に諭した(B・D)。

同治七年には尚泰王が耳目官である向文光、正議大夫である林世爵等を遣わし、表を捧げ、進貢させた。且、官生である毛啓祥、葛兆慶、林世功、林世忠等を遣わし、監に入れ読書させた(E、尚泰王の謝恩文)。

ここに、『清史稿』琉球伝は二つの誤ちを犯していることが一目瞭然である。

1、同治六年(一八六八年)には「琉球国子弟が(国子)監に入り、読書するのを許可した」だけであり、実際に国子監に入り、読書したのは、その翌年の同治七年であるのに、「(同治)六年尚泰が陪臣子弟四人を遣わし、監に入れ、読書させた」と記録している。

2、同治七年には(一八六八年)官生として葛兆慶、林世功、林世忠、毛啓祥を遣わし、進京させ、そのあと毛啓祥、葛兆慶が先後にし、死亡したのに、「成豊八年(一八五八年)琉球の官生である

毛啓祥、途中にて病にて故る恤銀を賜うこと三百兩なり」と「成豊十年（一八六〇年）、琉球の監に入りし官生葛兆慶病にて故る。葬を張家灣に営み、恤金を賜うこと。例の如し」という記録となっている。

毛啓祥と葛兆慶の病没年代に関する明確な数字がこの謝恩文の中にも出てはいないものの、同治七年以後の時点において、まず毛啓祥は途中で病死し、そのあと、葛兆慶もなくなったことはほぼまちがいないであろう。

葛兆慶は毛啓祥と同じ、途中でなくなったのか、それとも林世忠のように国子監在学中なくなったのかは、まだわからないが、いずれにしても「恤金三百兩なり」は同様である。どういうわけか判断できないが、毛啓祥の場合は三百兩の内の三十兩をもって埋葬の費用とし、その他の二百七十兩をその家族に賜るといふ皇恩であったが^⑤、葛兆慶、林世忠の場合は、三百兩の内の百兩をもって埋葬の費用とし、二百兩をもって、その家族に賜与するというご恩であった。埋葬の地は、いずれも張家灣墓地であるのに、何故埋葬の費用が何年間の間、倍増したのか興味深い問題である。

この謝恩文を通じ、最後の官生入学に関する『中山世譜』の記録が『清史稿』より正確で、詳細であることを窺うことができる。

三、尚泰王の謝恩文の経歴

同治十三年（一八七四年）八月初四日付けのこの謝恩文は、同年、耳目官毛精長と正議大夫蔡呈祚により、中国にもたらされた。そして「覽、王奏謝知道了、該部知道」という硃批を受けている。しかし、この同治十三年八月初四日付けの謝恩文は、とうとう同治皇帝に読んでもらうことができなかったようである。

同治十三年、耳目官毛精長、正議大夫蔡呈祚等が、表（上奏文ここでは謝恩文）を捧げ、進貢した。福州に到着し、皇太后のご誕生日に逢^あい、福州で海防官の指示を待つこととなった。柔遠駅（琉球人の宿泊先）において、旧い例に従い、七日連続で、ご幸福をいのり、念経した。その後、北京に向い、福建をたつたのであるが、まだ北京に到着していない時、十二月初五日において、同治皇帝がなくなられ、正月二十日醇親王（成豊皇帝の弟）の子供が即位し、年号を光緒に改えられたことを恭しく聞いた[㊦]のである。北京に到着した正副貢使も、福建に残っている琉球役人も、それぞれ、自分の身分にふさわしい哀悼の禮を行った。二月二十日に、前の皇后もなくなられ、進貢使から朝京都通事まで、朝廷からいただいた白い布で造られた喪服を着用し、同治皇帝の例に従い、哀悼の儀式を行った。もちろん、北京滞在中、恒例の表、方物及び官生（林世功）帰国に感謝するための方物を進め、そして、相応した回賞（ほうび）をもいただいたが、しかし、今度はいつもと違い、天顔（皇帝の顔）に謁見することができなかつたのである。皇帝謁見に関しては、禮部から以下のような文書が降りてきた。

「現在の皇帝が前の皇帝及び皇后の喪期にあたり、まだ朝見の禮を行っていないため、琉球使臣は皇帝に謁見できない」という内容のものであった。進貢のために上京し、天顔を拝見せずに琉球に帰るのはまことに気のおさまらないことであり、喪期が終つたら、謁見するのはいかがという議論が琉球進貢使の間でなされていたようで、阿口通事が皆に依頼されて、禮部と交渉したところ「皇帝は年がわかく百日の喪期を終えても、何時、親ら政務をとられ、朝見の禮を行われるかもわからない。これは全部天意によるものである。陪臣が皇帝に謁見することを許可しないのは、実に年がわかくて朝見が行なわれていないためであるが、しかしこの実情をそのままに諭すこともできなく、喪期未満という口実を託しただけである」という諭が再び降りてきた。こうなった以上、やむをえず午門の前においてひざまずき、皇帝のご安泰・ご無事を祈り、遺憾の念を抱いたまま、帰国の途についていたのである^⑰。

『徳宗実録』 光緒元年十月己巳条にある「福州將軍文煜が上奏し、琉球国の進貢船の貨物は例にしたがい、免税したことを報告する」という記載から、十月に琉球国の進貢船が帰国したことを知り得た^⑱。

彼らは進貢の使命を果たした最後の使者となり、彼らの携帯してきた尚泰王の謝恩文も琉球国王から中国皇帝に送る最後の公文書となつてしまった。にもかかわらず、同治帝はとうとう尚泰王からの同治十三年八月初四日付の最後の謝恩文を読むこともなく、突然な病気でこの世を去つてしまい、進貢

使たちも同治帝にはもちろん道光帝に謁見することも、直接に尚泰王の謝恩文を道光帝に渡すこともできなかったのである。現在謝恩文の前にある「閲覽し、琉球国王の謝恩を承知した。禮部も知っておくべきである」という硃批は常理で考えれば、同治帝のあとを継いだ光緒帝により、なされたものになるのであろう。

こんな大事な史料は何故保存できたのであろう。

これは雍正帝の実行した公文書制度ときってもきれない関係をもっている。康熙皇帝の死後、雍正帝はすぐ康熙皇帝の硃批奏折を皇宮におさめよと命令を出した。康熙帝の硃批奏折の中に自分の不利になるようなものが入っているかどうかを調べるためだったと言われている。そのあと、雍正帝は自分の硃批した奏折も、年末に皇宮におさめよ、ひどい違反者は死刑になると規定した。これは自分の硃批を利用し、ほしのままに行動する臣下が出てくるのを恐れていたからである。雍正帝のこの規定は、そのあと、定例となり、このおかげで清代の数十万件の硃批奏折が保存できたわけである^⑩。尚泰のこの謝恩文もたぶんその硃批奏折の一つとして回収されたであろう。

百年たった今日、これが発掘され、さかんになりつつある沖縄研究の役に立っていることをありがたく感じさせられると同時に、私たちの先祖に対する敬意がおのずから湧いてくるものである。

注

⑩ 眇は盲めくらのことを指すが、ここでは、すくないという意味である。眇見寡聞は、見聞が少ないという意

味である。

- ② 裘は、もともと毛皮のことであり、その後、冬の衣裳を指すようになった。これに対し、葛は、もともと葛の繊維で作った衣裳のことであり、だんだん夏、着用する衣裳の意味となり、裘葛は、ここでは、衣裳を指している。「着るもののすべて」という意味である。
- ③ 饗は、朝ご飯の意味であり、飧は晩ご飯のことである。この二つの文字を重ねて使用すると「食物のすべて」という意味になる。
- ④ 撫綏は、慰めるなぐさという意味である。
- ⑤ 至意は、誠意のことである。
- ⑥ 結び拙論「冊封・朝貢について」法政大学沖縄文化研究所紀要『沖縄文化研究』第十七号参照。
- ⑦ 黼は、黼依・黼辰のことを指し、つまり、黒白の斧の模様をかいた赤色の絹の屏風のことである。天子が諸侯の拝謁を受けられる時、後にたてられることから、天子の御座を黼座という。黼座は転じて、天子を指す。「大漢和辞典」参照。
- ⑧ 『人民中国』一九九一年第四期。
- ⑨ はえの頭のように小さい字体の意味である。
- ⑩ 『歴史檔案』一九八一年第二期、朱金甫「清代奏折制度初探」参照。
- ⑪ 同上参照。
- ⑫ 同上参照。
- ⑬ 同上参照。单士元「清代軍機処檔案の由来について」参照。
- ⑭ 同上参照。
- ⑮ 『中山世譜』十三、二百二十六頁参照。

- ⑬ 『中山世譜』 十三、二百二十三頁参照。
- ⑭ 『中山世譜』 十三、二百三十四頁―二百三十五頁参照。
- ⑮ 『中国と琉球』 野口鐵郎。
- ⑯ ⑰参照。

最後に、この本文の執筆にあたり、法政大学沖縄文化研究所の比嘉実先生からきめこまかなご指導をいただいたことを心から感謝し、これをもって本文の結論といたす。